



福岡県医発第830号(保)

平成15年7月25日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



負担区分判定に伴う医療受給者証の確認について

昨年10月の健康保険法等の改正に伴い、高齢者等の保険医療機関における一部負担金の負担割合が変更され、毎年8月1日現在の世帯状況と前年所得に基づく負担区分の判定を定期的に行うこととされています。

今回、制度改正後、最初の定期判定が行われ、受給者の負担区分が変更となる場合がありますので、医療機関の窓口で医療受給者証の確認を確実に行っていただくよう周知依頼が、別紙のとおり福岡県保健福祉部国保・援護課よりありましたので、貴会におかれましても会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

15国援第2023号
平成15年7月18日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(高齢者医療係)



負担区分判定に伴う医療受給者証の確認について（依頼）

老人保健制度及び国民健康保険制度の適正な実施につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年10月の健康保険法等の改正に伴い、高齢者等の保険医療機関における一部負担金の負担割合が変更され、毎年8月1日現在の世帯状況と前年所得に基づく負担区分の判定を定期的に行うこととされております。

今回、制度改正後、最初の定期判定が行われ、受給者の負担区分が変更となる場合があります。

つきましては、保険医療機関の窓口で医療受給者証の確認を確実にを行い、請求事務に支障のないよう貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

